

新型コロナウイルス感染症における学校の対応について

日野町教育委員会学校教育課
令和3年10月1日現在

8月27日から9月30日まで発令されていた緊急事態宣言が解除となり、地域の感染レベルが「レベル1」となりましたので、今後学校において感染者や濃厚接触者等が発生した場合には、以下のとおり対応を基本とします。なお、感染状況が再び悪化した場合には、令和3年9月1日付の対応フローに戻す場合がありますのであらかじめお知りおきください。

児童生徒の登校を控えていただく場合について

感染・濃厚接触・接触の疑い・風邪症状等あり			学校へ連絡
児童生徒および教職員本人が			同居家族が
感染者となる	濃厚接触者となる	風邪症状等がある	濃厚接触者となる
【出席停止】 治癒するまで (医師の判断)	【出席停止】 最後に感染者と 接触した日から2週間	【出席停止】 症状が快癒するまで	【登校可能】 または 【申し出による出席停止】 感染している可能性がある等、 保護者からの申し出により合理的な理由がある場合

「学級閉鎖」「学年閉鎖」「臨時休校」等の判断・実施

- 児童生徒・教職員が感染した場合は、保健所による疫学調査(感染者の行動履歴や接触の疑いなどの状況を詳しく調べること)が行われます。
 - 保健所業務のひっ迫等により対応が難しい場合は、学校等がその一部を行うことがあります。
 - 状況によっては、[「新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業」\(滋賀県健康医療福祉部感染症対策課\)](#)に基づく検査の実施、学級閉鎖等の対応を行うことも検討します。
- ※個人情報と人権上の配慮に十分留意の上、教育委員会・学校・就学前施設(保育所・幼稚園・こども園)・学童保育所等と情報の共有と連携を行いますので、あらかじめご了承ください。

《学級閉鎖等を行う場合》

- 校医等と協議の上、校内で感染が広がるリスクが高いと考えられる場合および感染者の発生から疫学調査が実施されるまでの期間
- ※「学級閉鎖」「学年閉鎖」「臨時休校」等の規模と期間は、その時々状況により町教育委員会が判断します。

《学級閉鎖等を行わない場合》

- 学校内での接触の疑いが「少人数」または「ない」と判断された場合
- ※調査や消毒等に時間を要する場合、その間休校等の措置をする場合もあります。

※学校は、保護者に文書やメールで対応をお知らせします。(学校関係者の接触がない場合は、児童生徒・教職員の感染であっても、人権上の配慮からお知らせしないことがあります。)

学校(授業)の再開

- 臨時休校等を経て、感染の広がりが見られず、感染リスクがないと判断した場合は、可能な限り感染リスクを低減する行動をとりつつ、学校教育活動を再開します。